

## 優良体育施設用具・用品等の「認定」に関する要綱

(公財)日本学校体育研究連合会

平成 26 年 6 月 12 日

理事会制定審議

平成 27 年 11 月 11 日

評議員会決議

平成 29 年 5 月 1 日

評議員会変更決議

### (目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人 日本学校体育研究連合会（以下「本会」という）定款 第 4 条第 1 項第 6 号の「優良体育施設用具・用品等（以下「優良体育用品等」という）の認定に基づき、別記の優良体育用品等の推薦を受けた用品等のうち、特に優れた学校体育用品等の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（特に優れた用品等とは、その優れた性能、効能が科学的根拠に基づき証明できること及び学校体育の充実・発展に寄与する使命を内包するものであること。）

### (認定の申請及び審査料)

第 2 条 認定の審査を受けようとする者（以下「申請者」という）は、優良体育用品等認定申請書（第 4 号様式）に当該優良体育用品等の現物及び認定とするに足る十分な説明資料などを添えて、本会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

2 審査にあたり、特別の調査研究を必要とするものについては、その調査研究に要した経費の実費を申請者が負担する。

3 一旦納入した第 2 項の実費は返還しない。

### (認定の審査及び決定)

第 3 条 認定の審査は、本会内に置く優良体育用品等認定審査委員会（以下「認定審査委員会」という）において行い、認定の当否は会長が決定する。

2 前項の認定審査委員会における審査には、専門委員として外部の専門家を若干名加える。また必要に応じ、申請者の出席を求めることがある。

3 審査は、当該優良体育用品等が次の各号に掲げる条件に適合するかどうかについて行う。

(1) 学校体育の発展に大きく寄与するものであること。

(2) 健康や安全等に関する課題などに対応した優良体育用品であること。

(3) 前号を裏付ける科学的根拠が明確であること。

(4) 優良体育用品の中でも、特に有用で効果的であること。

(5) 企業等としての信頼が厚く、用品等の供給も安定的であること。

(認定の通知)

第4条 会長は、優良体育用品等としての「認定」が適切であると決定したときは、申請者に対し、優良体育用品等認定通知書（第5号様式）により、この旨を通知するものとする。（認定マーク等の使用）

第5条 認定通知書（第5号様式）の交付を受けた者が、認定の名義を優良体育用品等に使用するとき、または認定した優良体育用品等に本会が作成した認定マークを使用するときは有償とし、会長に名義使用の現物や認定マーク等を添えて、マーク使用申請書を提出するものとする。

使用料については、販売個体数または認定マーク使用枚数に応じ、別途使用契約を交わすものとする。

2 契約締結後、会長は、「認定証兼認定名義使用許可書」（第6号様式）を交付し、この旨を本会ホームページに公示する。

(認定の有効期間)

第6条 認定の有効期間は、3年間とする。

有効期間開始日は10月1日とし、終了日は3年後の9月30日とする。

2 「認定」の更新は、更新申請書の提出に基づき、本「要綱」第43条の定めに基づいて審査・決定する。

(再審査並びに認定の取消し)

第7条 認定した優良体育用品については、必要に応じ再審査を行うものとする。この場合において、当該優良体育用品等が第3条第3項に規定する条件に適合しなくなったと判定されたとき、会長は認定を取消し、この旨、本会ホームページに公示する。

2 前項の規定により、優良体育用品等の認定を取り消されたときは、直ちに当該優良体育用品等の認定状を会長に返納しなければならない。

(事故にともなう賠償責任)

第8条 この要綱に基づいて認定とした優良体育用品等の使用等により、第三者が損害を被ったときは、申請者がその賠償の責に任ずるものとし、本会はその責に任じない。

第9条 この要綱に定めるもののほか、優良体育用品等の認定に関し、必要な事項は、会長が理事会の決議を経て定める。

附則

1 この要綱の改廃については、評議員会において行う。

2 「財団法人 日本学校体育研究連合会体育用品推薦要綱」（平成10年9月10日制定）は、平成27年11月11日評議員会の決議に基づき、廃止する。

3 この要綱は、評議員会の決議に基づき、平成27年11月11日から文言を一部変更。

4 この要綱は、評議員会決議に基づき、平成29年5月1日から審査料及び認定料に

関する文言を第5条のように変更。